

DCプランナー2級
基本テキスト

TAC

目 次

A 分野

第 1 章 公的年金	1
テーマ 1 公的年金の概要	2
テーマ 2 国民年金	5
テーマ 3 厚生年金保険	20
第 2 章 公的年金の保険給付	29
テーマ 1 老齢給付	30
テーマ 2 障害給付	51
テーマ 3 遺族給付	55
テーマ 4 第 1 号被保険者の独自給付	59
第 3 章 私的年金	67
テーマ 1 私的年金の概要	68
テーマ 2 確定給付企業年金	70
テーマ 3 中小企業退職金共済（中退共）	75
テーマ 4 特定退職金共済（特退共）	78
テーマ 5 小規模企業共済	83
テーマ 6 国民年金基金	87
テーマ 7 財形制度	93
第 4 章 退職給付制度	97
テーマ 1 退職一時金・年金に係る税金	98
テーマ 2 退職給付会計	104
第 5 章 中高年齢期における社会保険	111
テーマ 1 健康保険	112
テーマ 2 雇用保険	114

B分野

第1章 確定拠出年金の仕組み	121
テーマ1 確定拠出年金の概要	122
テーマ2 企業型年金	125
テーマ3 個人型年金	137
テーマ4 運用	149
テーマ5 受給権と給付	155
テーマ6 個人別管理資産の移換	165
テーマ7 運営管理機関	172
テーマ8 資産管理機関	175
テーマ9 確定拠出年金への移換	179
第2章 コンプライアンス	185
テーマ1 行為準則（コンプライアンス）	186
テーマ2 情報提供と加入者教育	195

C分野

第1章 投資の基本	203
テーマ1 リスクとリターン	204
テーマ2 各種係数	214
第2章 運用商品の理解	221
テーマ1 預貯金	222
テーマ2 債券	225
テーマ3 株式	230
テーマ4 投資信託	235
テーマ5 保険商品	250
テーマ6 外貨建商品	251
第3章 アセットアロケーションの考え方	255
テーマ1 分散投資とアセットアロケーション	256
テーマ2 ポートフォリオのリスクとリターン	259

第4章 確定拠出年金を含めた老後の生活設計	271
テーマ1 ライフプランニングの基本的な考え方	272
テーマ2 ライフプランニングの基礎	276
テーマ3 リタイアメントプランの基本的な考え方	285
テーマ4 リタイアメントプランの作成	286
テーマ5 老後資金の運用方法	289
索引	293

復興特別所得税について

復興特別所得税とは、復興財源確保法により、2013（平成25）年から2037（令和19）年までの25年間の各年分の基準所得税額に2.1%上乗せされるものです。所得税が源泉徴収される場合にも適用されます。

本テキストでは、所得税の税率について、特に指示のない限り、復興特別所得税を考慮しない表示をしています。

復興特別所得税を考慮した合計税率は、「所得税率（%）×1.021」で計算することができます。

<例>

20%（所得税15%、住民税5%）の場合、復興特別所得税を考慮すると
所得税：15%×1.021=15.315%となります。

源泉徴収税率は、20.315%（所得税15.315%+住民税5%）となります。

本書の使い方

DCプランナー2級試験では、一定の試験傾向が見受けられます。本書は各論点の解説ページを含めて、本試験で問われている論点を厳選収録しています。本書で無駄のない学習を心がけ、合格を勝ち取ってください。

<DCプランナー2級>

試験時間 120分 合格基準： 70点以上/100点	◇出題形式（C B T方式） ・四択択一式 30問 ・総合問題 10題20問
----------------------------------	--

<試験範囲>

1. 年金・退職給付制度等
2. 確定拠出年金制度
3. 老後資産形成マネジメント

<ポイントチェック>

頻出
問題
ポイント
チェック

試験に頻出の問題を厳選して収録しています。理解度を高めるためにすべての選択肢を「不適切」にしています。どの箇所が不適切なのかを正確に答えられるようになるまで繰り返しトレーニングしてください。

<キーワードチェック>

本試験で出題される「語群選択問題」や用語の暗記に役立ちます。

**DCプランナー2級
A分野**

年金・退職給付制度等

第1章

公的年金

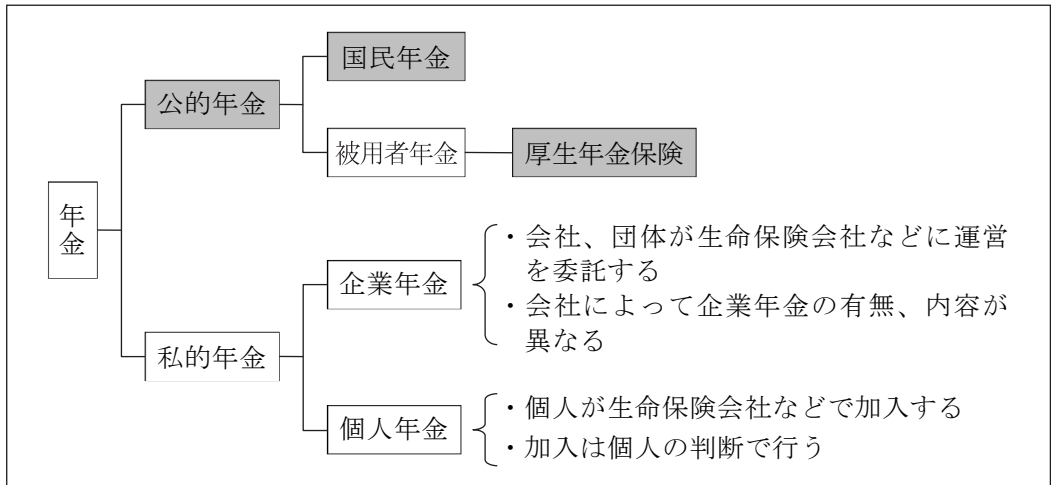
●第1章のポイント

公的年金の基盤となる国民年金と、厚生年金保険の基本的事項などについて学習する。

1 公的年金の概要

Theme

1 年金の体系



(1) 国民年金

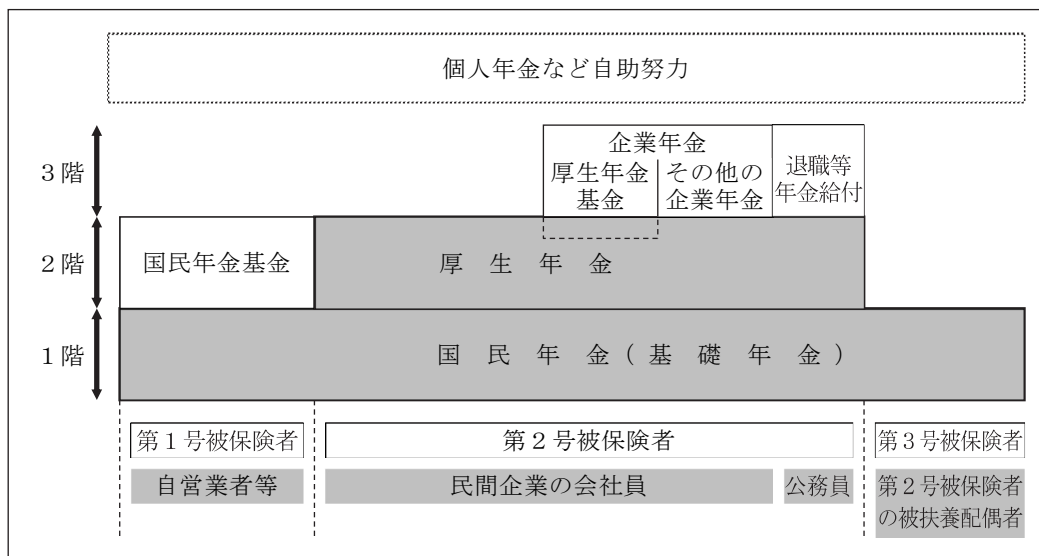
公的年金の被保険者は、一部の例外を除いて全員が加入している。将来、ここから**基礎年金**が支給される。

(2) 被用者年金

公的年金のうち、民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金を被用者年金という。被用者年金には厚生年金保険があり、基礎年金に上乘せする形で報酬比例の年金が支給される。

従来、公務員や私立学校教職員などは共済組合制度に加入していたが、共済年金と厚生年金との間には、加入可能年齢や保険料率など、制度間にいくつかの差異があったため、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、2015（平成27）年10月より厚生年金に公務員および私立学校教職員も加入することとし、基本的に厚生年金にそろえることで、制度的な差異の解消が図られた。

2 公的年金制度などの体系



年金制度は、全国民に共通した**国民年金（基礎年金）**を基礎に、「被用者年金」「企業年金」の3階建ての体系となっている。なお、公的年金制度で共通して使用する個人ごとの番号を「基礎年金番号」という。すべての加入期間を通じて同じ番号で記録が管理される。

- 1階部分……全国民に共通した年金（基礎年金）。すべての国民が国民年金制度に加入し、加入者に共通に給付される年金を「基礎年金」という。
- 2階部分……国民年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する被用者年金、国民年金基金（任意加入）がある。
- 3階部分……企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金など）

3 日本における年金制度

(1) 社会保険方式

日本における年金制度は社会保険方式に基づいている。

現役時に働いて得た収入から保険料を納めることによって、日本年金機構に、保険料納付実績が記録される。高齢者になった時に、保険料納付記録に基づいて計算された額の年金が支給される。

(2) 国民皆年金

わが国では、自営業者や無業者も含め、原則として、20歳以上60歳未満のすべての者が公的年金制度の対象になっている。これを国民皆年金という。

国民皆年金制度によって、安定的な保険料を集めることが可能となるので、社会全体で老後の所得に対応していくことが可能になっている。

(3) 世代間扶養

公的年金は、現役世代の保険料拠出によって高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本として運営されている。

2 国民年金

Theme

1 国民年金の目的

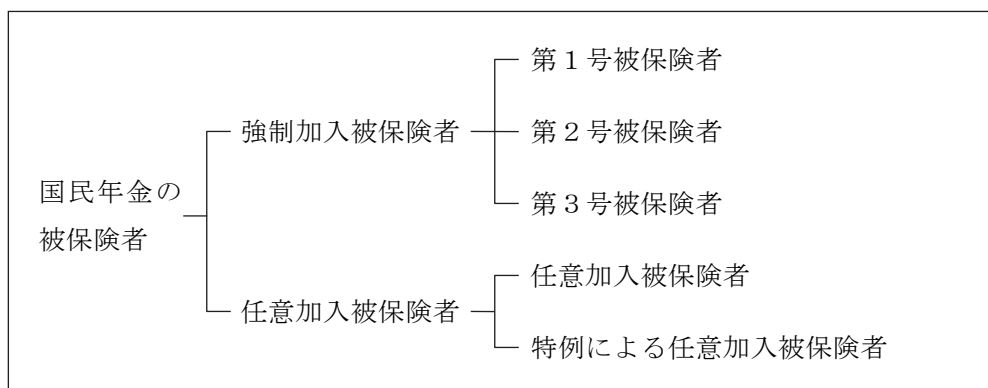
国民年金の目的は、国民の老齢、障害、死亡に対して保険者である政府が年金等の給付を行うことによって、その生活を守ることにある。

保険事故は老齢、障害、死亡の3つである。

- ① 老齢給付 …… 老後の生活を保障
- ② 障害給付 …… 病気やけがで障害者になったときに生活を保障
- ③ 遺族給付 …… 本人が死亡した際の遺族に対する保障

2 被保険者

国民年金の被保険者には、強制加入被保険者と任意加入被保険者がある。



(1) 強制加入被保険者

強制加入被保険者は、国籍を問わず、職業などにより次の3種類とされる。強制加入被保険者に該当する者は、自分の意思に関係なく、原則として法律上当然に国民年金の被保険者となる。なお、20歳で国民年金に加入する際、日本年金機構が本人に代わって手続きを実施する「職権適用」を原則とすることで、本人による手続きが不要となっている。

なお、種別変更の届出は、原則として14日以内に行わなければならない。第1号被保険者となる者は、種別変更の届出を自ら行う必要がある。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号・第3号被保険者以外の者。農業、漁業、商業等の自営業者やその家族、大学生、無職の者等。第1号被保険者が、第2号・第3号被保険者に該当することなく60歳の誕生日を迎えた場合は、60歳の誕生日の前日（60歳に達した日）に第1号被保険者としての資格を喪失する。

② 第2号被保険者

会社員、公務員、私学の教職員等被用者年金制度（厚生年金保険、各種共済組合等）の加入者。65歳以上の者については老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していないこと。

③ 第3号被保険者

厚生年金保険、国家公務員共済組合等の加入者である第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）で、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者*であり、年収が130万円未満の者。

※2020（令和2）年4月から「原則として、日本国内に住所を有する者または外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者」と改正されている。

■要件のまとめ

	国籍要件	国内居住要件	20歳以上60歳未満という要件
第1号被保険者	×	○	○
第2号被保険者	×	×	×
第3号被保険者	×	○	○

○＝要件あり ×＝要件なし

(2) 任意加入被保険者

強制加入被保険者の要件に該当しない者でも、一定の要件に該当すれば、厚生労働大臣に申し出ることにより、任意加入被保険者となることができる。任意加入被保険者は、目的により次の2種類とされ、第1号被保険者に準じた取扱いを受ける。なお、本人による資格喪失の申出が受理されたとき、または、保険料納付済月数等が480月に達し、満額の老齢基礎年金を受けられるようになったときは、資格を喪失する。

① 任意加入被保険者

第2号・第3号被保険者を除く、次のいずれかに該当する者。受給資格期間の確保および老齢基礎年金額の増額を目的として加入する。

- a) 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者。
- b) 日本国籍を有し、海外に住所を有する20歳以上65歳未満の者。

※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている者は任意加入できない。

※被用者年金各法とは、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法および私立学校教職員共済法をいい、会社員・公務員等に規定されている年金法である。

② 特例による任意加入被保険者

第2号被保険者を除く、次のa) からc) のすべてに該当する者。受給資格期間の確保を目的として加入する（老齢基礎年金額の増額を目的として加入することはできない）。

- a) 1965（昭和40）年4月1日以前に生まれた者。
- b) 日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者。または日本国籍を有し、海外に住所を有する65歳以上70歳未満の者。
- c) 老齢基礎年金、老齢厚生年金や退職共済年金などを受けられない者（受給資格期間を満たしていない者）。

3 保険料

(1) 保険料の額等

国民年金の保険料は、所得等に関係なく**定額制**であり、被保険者期間につき月単位で納付する。ただし、第2号・第3号被保険者は、各被用者年金制度が**基礎年金拠出金**を負担しているため、国民年金の保険料を直接納付する必要はない。

※基礎年金拠出金とは、第2号被保険者が納付している保険料（掛金）から、国民年金の保険料に相当する分を国民年金の財源に一括して拠出する拠出金をいう。

① 保険料の額

a) 国民年金の保険料

保険料水準固定方式に基づき、毎年4月に**280円**ずつ引き上げられ、2017（平成29）年度に上限の16,900円に達したが、年金改革法により、2019（令和元）年度分から保険料が月額100円引き上げられ、**17,000円**となっている。なお、実際の保険料は物価・賃金の上昇率を加味した額となる。

■国民年金保険料（2024（令和6）年度）

16,980円（月額）

※任意加入被保険者の保険料の額も**同額**である。

■保険料水準固定方式

将来の保険料水準を固定し、その保険料収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する方式のこと。

b) 付加保険料

付加年金（老齢基礎年金に上乗せして支給される年金）の給付を希望する者は、厚生労働大臣に申し出ることにより、付加保険料を納付することができる。a)の保険料に加算して支払う。

付加保険料は、**400円（月額）**である。

第1号被保険者および**65歳未満の任意加入被保険者**を対象とし、第2号・第3号被保険者、保険料納付免除者、国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することができない。

なお、付加保険料を納付する者は、いつでも、付加保険料の納付を取りやめることができる。

② 保険料の納付義務者

第1号被保険者および任意加入被保険者。また、次の者も被保険者と**連帯**して保険料の納付義務を負う者とされている。

a) 被保険者の属する世帯の**世帯主**

b) 被保険者の**配偶者**

③ 保険料の納付期限

毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。また、前納による割引や口座振替による早取割引がある。

(2) 保険料の免除

国民年金の保険料を納付することが困難な者については、保険料の納付義務を免除する制度が設けられている。

① 法定免除

次の a～c のいずれかに該当する者は、届出により、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料の納付が、**法律上当然に免除**される。

- a) 生活保護法による生活扶助を受けている者
- b) 障害基礎年金および被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている者
- c) 国立および国立以外のハンセン病療養所などで療養している者

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合には、申請により承認されると保険料の納付が免除される。免除される額は、**全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階**である（多段階免除制度）。

全額免除を除く一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除される制度である。そのため、保険料の一部を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効とされ、未納（滞納）と同じ扱いとなる。

③ 学生納付特例制度

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請に基づき厚生労働大臣が指定する期間に係る保険料の納付が猶予される。家族の所得の多寡は問わない。

学生とは、所定の要件を満たす大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する者で夜間・定時制課程や通信課程も含まれる。

④ 納付猶予制度（2025（令和7）年6月までの時限措置）

50歳未満の者で、**本人・配偶者**の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合には、申請により承認されると保険料の納付が猶予される。

⑤ 産前産後期間中の保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間を「産前産後期間」とし、その期間中の国民年金の保険料が免除される。なお、多胎妊娠の場合は、出

産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の保険料が免除される。免除された期間は、年金額の計算において保険料納付済期間として扱われ、年金額に反映される。

■法定免除・申請免除を受けた場合の基礎年金の給付

基礎年金の給付については、その財源の一部が国庫負担されている。国庫負担割合は従来3分の1であったが、2009（平成21）年度から2分の1へ引き上げられている。

これにより、法定免除・申請免除を受けた期間の評価も3分の1から2分の1に引き上げられ、老齢基礎年金の年金額の算出に反映される。

① 国庫負担3分の1（2009年3月まで）

	国庫負担分←	→保険料分	(満額)	
免除なし				
$\frac{1}{4}$ 免除			$\left(\frac{5}{6}\right)$	保険料納付月数の $\frac{5}{6}$ 換算
半額免除			$\left(\frac{2}{3}\right)$	保険料納付月数の $\frac{2}{3}$ 換算
$\frac{3}{4}$ 免除			$\left(\frac{1}{2}\right)$	保険料納付月数の $\frac{1}{2}$ 換算
全額免除			$\left(\frac{1}{3}\right)$	保険料納付月数の $\frac{1}{3}$ 換算

② 国庫負担2分の1（2009年4月から）

	国庫負担分←	→保険料分	(満額)	
免除なし				
$\frac{1}{4}$ 免除			$\left(\frac{7}{8}\right)$	保険料納付月数の $\frac{7}{8}$ 換算
半額免除			$\left(\frac{3}{4}\right)$	保険料納付月数の $\frac{3}{4}$ 換算
$\frac{3}{4}$ 免除			$\left(\frac{5}{8}\right)$	保険料納付月数の $\frac{5}{8}$ 換算
全額免除			$\left(\frac{1}{2}\right)$	保険料納付月数の $\frac{1}{2}$ 換算

(3) 保険料の追納

保険料の免除を受けた者が、その後保険料を納付できるようになったときは、将来有利な年金を受けられるように法定免除、申請免除または学生納付特例および納付猶予を受けた期間について、保険料を後から追納することができる。ただし、老齢基礎年金の受給権者は、年金額が確定しているため追納することができない。

① 追納できる保険料免除・猶予期間

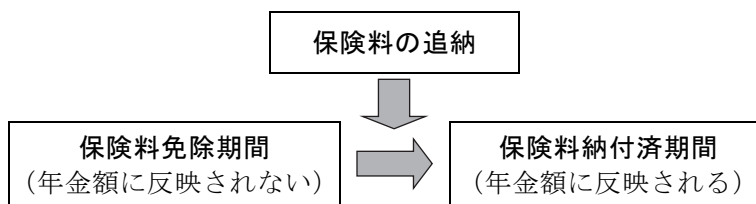
厚生労働大臣の承認を受けた月前10年以内の全部または一部の期間。承認を受けた期間のうち、原則古い期間から納付する。

② 追納すべき保険料額

保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以後に保険料を追納する場合の納付額は「承認を受けた当時の保険料額+政令で定める利息額」である。

③ 追納の効果

保険料を追納した場合、その期間は保険料納付済期間として扱われ、年金額の計算に反映される。



4 被保険者期間・給付の通則

(1) 被保険者期間

- ① 被保険者期間は暦月を単位として計算する。資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日の属する月の前月までを対象とする。

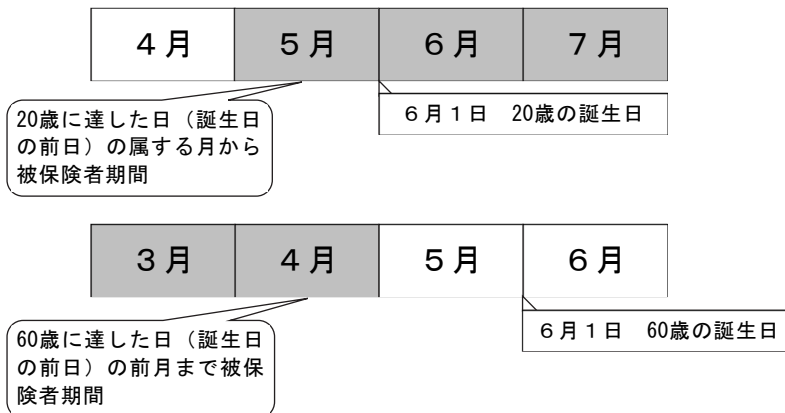
資格取得日が月の1日でも月末であっても、その月は1ヵ月として計算するが、反対に、資格喪失日が月の1日でも月末であっても、その月は被保険者期間に算入しない。

- ② 同月中に被保険者の資格を取得し、喪失した場合は、1ヵ月として計算する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得した場合は、後の資格の期間を1ヵ月として算入する。なお、被保険者の種別に変更があった月は、その月の末日の被保険者の種別がその月の被保険者の種別となる。

- ③ 被保険者の資格を喪失した後、さらに資格を取得した場合は、前後の被保険者期間を合算する。

※年齢の計算については、「年齢計算に関する法律」に基づいて行われており、「20歳に達した日」とは「20歳の誕生日の前日」となる。そのため、「20歳の誕生日の前日」に第1号被保険者の資格を取得する。

(例)



(2) 給付の通則

① 給付の種類

国民年金の給付には、次のとおり年金と一時金がある。

老 齢	老齢基礎年金 ※付加年金
障 害	障害基礎年金
死 亡	遺族基礎年金 ※寡婦年金 ※死亡一時金
(外国人の脱退)	脱退一時金

※は第1号被保険者に支給される独自給付である。

② 請求手続き

年金を受給するためには、受給権者が自ら、**日本年金機構**に受給権の確認（裁定）と年金の給付請求（**年金請求書の提出**）を行う必要がある。

③ 支給期間および支払期月

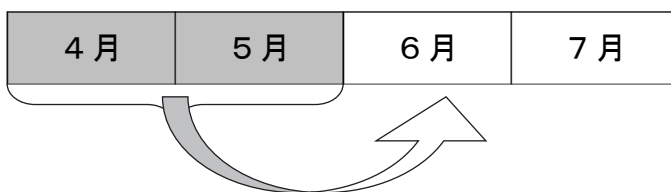
a) 支給期間

年金の受給権が発生した月の翌月から受給権が消滅した月まで。

b) 支払期月

原則として偶数月の15日に前2ヵ月分が支給される。

(例) 6月15日に、4月分と5月分が支払われる。



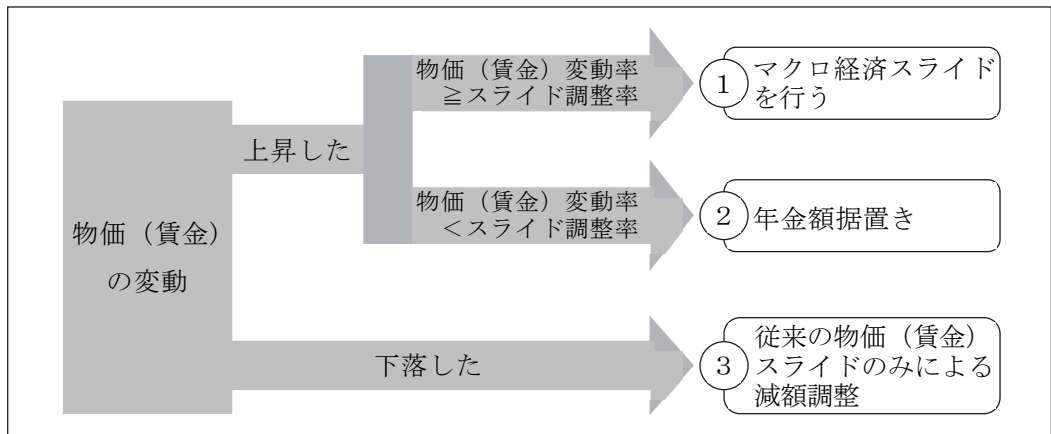
5 スライド制

年金の給付水準は、賃金や物価の変動率に合わせて、原則として毎年4月に改定されていた（物価スライド）。

2015（平成27）年4月から、「マクロ経済スライド」が実施され、被保険者数の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させることとなった。そのため、年金額の伸びは賃金や物価の伸びよりも抑えられることになる。

なお、マクロ経済スライドでは、賃金や物価がある程度上昇した場合にはそのまま適用される（下図①）が、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると名目の年金額が下がってしまう場合には、年金額を据え置く調整になりマイナス改定は行われない（下図②）。また、賃金や物価が下落した場合には、マクロ経済スライドによる調整は行われない。ただし、その場合は従来の物価スライドが適用され、賃金や物価の下落分により年金額が減額調整される（下図③）。2018（平成30）年度以後は、「名目額」が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価の範囲内で前年度までの未調整分の調整を行う仕組みとなる。

■マクロ経済スライドによる年金額改定のしくみ



6 年金額改定の原則

(1) 原則

年金の受給開始時の年金額（新規裁定者の年金）は、名目手取り賃金変動率により改定され、既に受給中の年金（既裁定者の年金）は、購買力を維持する観点から物価変動率により改定され、これらにマクロ経済スライド調整率が加味される。

■原則的な改定率

新規裁定者の年金（67歳以下）の改定率：前年の改定率×名目手取り賃金変動率
既裁定者の年金（68歳以上）の改定率：前年の改定率×物価変動率

※名目手取り賃金変動率とは、前年の物価変動率に、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものである。

※新規裁定者とは、65歳到達、あるいは、65歳前の受給権者、既裁定者とは65歳後の受給権者のことをいうが、新規裁定者の年金額を改定する名目手取り賃金変動率には3年度平均の実質賃金変動率が用いられることから、実際には、67歳到達年度までの受給権者を新規裁定者、68歳到達年度以後の受給権者を既裁定者としている。

(2) 原則外の改定率

名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、既裁定者の年金も名目手取り賃金変動率で改定され、新規裁定者の年金と既裁定者の年金の改定率は同じになる。

(例) 物価変動率1%、名目手取り賃金変動率▲0.5%の場合
新規裁定者の年金と既裁定者の年金の改定率→▲0.5%

7 財政検証

政府は、社会・経済の変化を踏まえ、適切な年金数理に基づいて、長期的な年金財政の健全性を定期的に検証することを目的として、「国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通しの作成」、いわゆる「財政検証」を少なくとも5年ごとに実施している。

具体的には、「財政見通しの作成」と「マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成」を行い、所得代替率50%以上を将来にわたり確保できるように所要の措置を講じる。

所得代替率とは、「モデル年金額」÷「現役男子の平均手取り収入額」により算出される。なお、財政検証では、「夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった夫婦」をモデル世帯として、「モデル年金額」を算出している。前回2024（令和6）年度の「モデル年金額」は月額22.6万円、現役男子の平均手取り収入額」は月額37.0万円であったため、所得代替率は61.2%であった。

類出 / 問題 ポイント チェック

次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 第1号被保険者は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、農林業者、学生、無職の者などのうち、日本国籍を有する者のみが該当する。

解答：

2. 第1号被保険者が、第2号被保険者に該当することなく60歳の誕生日を迎えた場合、60歳の誕生日当日に第1号被保険者の資格を喪失する。

解答：

3. 第3号被保険者とは、原則として、国内居住要件を満たし、第2号被保険者の配偶者であって、主として第2号被保険者の収入により生計を維持される者のうち、20歳以上65歳未満の者である。

解答：

4. 国民年金の保険料納付済期間が240月である60歳の自営業者は、本人が希望すれば、最長70歳に達する前日まで国民年金の任意加入被保険者になることができる。

解答：

5. 第1号被保険者および第3号被保険者は、付加年金の給付を希望する場合、月額400円の付加保険料を納付することができる。

解答：

6. 保険料の全額免除の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には含まれるが、老齢基礎年金の年金額には反映されない。

解答：

7. 国民年金の被保険者の種別変更が月の途中で行われた場合、その月は変更前の種別の被保険者であったものとみなされる。

解答：

8. 老齢基礎年金の支給期間は、年金の受給権が発生した月の翌月から受給権が消滅した月までで、奇数月の15日に前2ヵ月分が支給される。

解答：

9. 老齢基礎年金の年金額の改定において、名目手取り賃金変動率がマイナスで、かつ、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、新規裁定者の年金および既裁定者の年金は、共に物価変動率を用いて変動率を改定する。

解答：

●解答

1. 第1号被保険者をはじめとする強制加入被保険者に国籍要件はない。
2. 60歳の誕生日の前日に第1号被保険者の資格を喪失する。
3. 第3号被保険者は、20歳以上60歳未満の者である。
4. 老齢基礎年金額の増額を目的として加入する場合、最長65歳に達する前日まで国民年金の任意加入被保険者になることができる。
5. 第3号被保険者は、付加保険料を納付することができない。
6. 全額免除期間は、老齢基礎年金の年金額に反映される。
7. その月は変更後の種別の被保険者であったものとみなされる。
8. 偶数月の15日に前2ヵ月分が支給される。
9. 新規裁定者の年金および既裁定者の年金は、共に名目手取り賃金変動率を用いて変動率を改定する。

＜キーワードチェック＞

- ☑ 20歳で国民年金に加入する際、(①) が本人に代わって手続きを実施する (②) を原則とすることで、本人による手続きが不要となっている。
- ☑ 国民年金の第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養されている配偶者で、原則として、日本国内に住所を有する20歳以上 (③) 歳未満の者であり、年収が (④) 万円未満の者である。
- ☑ 第2号被保険者が第1号被保険者に該当することとなった場合、原則として、(⑤) 日以内に (⑥) が種別変更の届出をする必要がある。
- ☑ 受給資格期間の確保を目的として加入する場合は (⑦) 歳に達する前日まで、老齢基礎年金額の増額を目的として加入する場合は (⑧) 歳に達する前日まで、国民年金の任意加入被保険者になることができる。
- ☑ 2024年度の国民年金の定額保険料は月額 (⑨) 円で、付加保険料は月額 (⑩) 円である。毎月の保険料は (⑪) までに納付しなければならない。
- ☑ 国民年金保険料の免除期間がある者は、(⑫) 大臣の承認を受けることで、承認された日の属する月前 (⑬) 年以内の期間分を追納することができる。
- ☑ 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度では、原則として、出産予定日または出産日が属する月の前月から (⑭) 間を「産前産後期間」とし、その期間の保険料が免除される。免除された期間は、年金額の計算において (⑮) 期間として扱われる。
- ☑ 2009年4月以後に、第1号被保険者が、申請免除のうちの全額免除を受けた場合、全額免除期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の (⑯) が支給される。

＜解答＞

- ①日本年金機構 ②職権適用 ③60 ④130 ⑤14 ⑥自ら ⑦70 ⑧65 ⑨16,980
 ⑩400 ⑪翌月末日 ⑫厚生労働 ⑬10 ⑭4ヵ月 ⑮保険料納付済 ⑯2分の1

3 厚生年金保険

Theme

1 厚生年金保険の目的

厚生年金保険の目的は、民間企業に勤務する会社員を被保険者として、老齢、障害、死亡に対して、保険者である政府が年金等を支払うことによって、本人やその家族の生活を守ることにある。

2 適用事業所・被保険者

(1) 適用事業所

厚生年金保険では、適用事業所に勤務している者は被保険者となる。適用事業所には、強制適用事業所と任意適用事業所がある。

① 強制適用事業所

a) 法人の事業所等で、常時使用する従業員が1人でもいる事業所

※従業員がいない場合であっても、常勤の社長が1人いれば強制適用事業所となる。

※2022年10月1日から法定16業種に1業種（弁護士、公認会計士等の法律または会計に係る業務を行う10の士業）が追加され、合計17業種となっている。

b) 常時使用する従業員が5人以上いる個人経営の事業所（農林水産業やサービス業等一定の業種を除く）

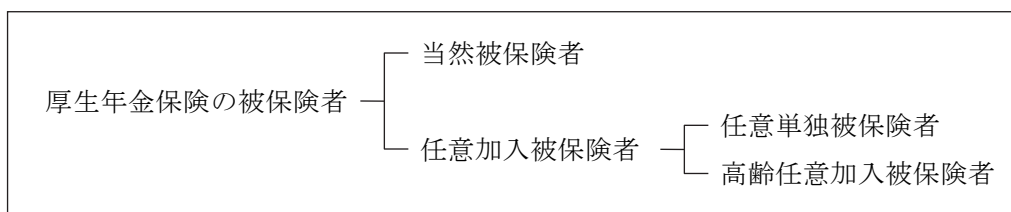
c) 船員が乗り組む一定の条件を備えた汽船や漁船などの船舶

② 任意適用事業所

強制適用事業所以外の事業所において使用されている者の2分の1以上の同意がある場合は、事業主の申請に基づいて厚生労働大臣の認可を受けることにより、70歳未満の者を包括して被保険者とする任意適用事業所となることができる。また、被保険者の4分の3以上の同意がある場合は、事業主の申請に基づき厚生労働大臣の認可を受け、任意適用事業所でなくすることができる。

(2) 被保険者

被保険者は、**当然被保険者**と**任意加入被保険者**がある。



① 当然被保険者

適用事業所（強制適用事業所および任意適用事業所）に使用される**70歳未満**の者。当然被保険者は、**使用された日から**厚生年金保険の被保険者資格を取得する。

適用事業所から**報酬**を受けている**代表取締役等**は、厚生年金保険の被保険者となるが、**適用事業所である個人経営の事業所の事業主**は、厚生年金保険の被保険者とならない。

パートタイマーやアルバイトなどでも、事業所と常用的使用関係にある場合は被保険者となる。1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が同一事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上である者は被保険者とされる。

また、通常の労働者の所定労働時間および所定労働日数の**4分の3未満**であっても、以下のすべてに該当する場合、厚生年金保険の被保険者となる。

- i) 月額賃金が88,000円（年額106万円）以上ある者
- ii) 1週間の所定労働時間が20時間以上ある者
- iii) 2ヵ月超の雇用が見込まれる者
- iv) 学生ではない者
- v) 以下のいずれかに該当すること

- ① 被保険者数が51名以上の事業者（特定適用事業所）で働いている者
- ② 被保険者数が50名以下の事業者で働いている者で、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている

※特定適用事業所とは、同一事業主の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、1年で6ヵ月以上、100名を超えることが見込まれる事業所をいう。

なお、適用除外に該当する者は原則として厚生年金保険の被保険者になれない。
 ※適用除外とは日雇労働者（1ヵ月以内）、短期間（2ヵ月以内）の臨時使用者、季節的業務（4ヵ月以内）の使用者、臨時的事業所（6ヵ月以内）の使用者など。

② 任意加入被保険者

本人の自由意思で任意加入被保険者となることができる。

a) 任意単独被保険者

適用事業所以外の事業所（非適用事業所）に使用される70歳未満の者で、厚生年金保険からの老齢給付の受給資格期間を満たすために、**事業主の同意と厚生労働大臣の認可**を受けて単独で厚生年金保険に任意加入する者。なお、事業主は保険料の半額負担と納付義務を負う。

※当然被保険者および任意単独被保険者が70歳未満で退職し、当該退職日に他の厚生年金保険適用事業所の被保険者資格を取得したときは、**その退職日**に被保険者資格を喪失する。そのほかの場合は、退職日の翌日に被保険者資格を喪失する。

b) 高齢任意加入被保険者

事業所に使用される**70歳以上の者**で、**老齢給付の受給資格期間を満たすために、期間を満たすまで任意加入する者**。適用事業所か適用事業所以外の事業所かで、資格要件や保険料負担・納付義務が異なる。適用事業所においては、**事業主の同意を得なくても厚生労働大臣に申し出ることにより高齢任意加入被保険者となるが、当該被保険者は保険料の全額を負担する**。なお、事業主の同意があれば、労使折半にすることもできる。

(3) 被用者年金制度の一元化による被保険者の区分

被用者年金制度の一元化により、厚生年金保険の被保険者は以下のように4種類に分けられ、種別ごとに被保険者期間が計算される。また、種別ごとに実施機関が事務処理を行う。

種 別	対 象 者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	一元化前の厚生年金被保険者	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合連合会等の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合等の組合員	地方公務員共済組合等
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団

3 保険料

厚生年金保険料は、月給と賞与（ボーナス）から天引き（源泉徴収）されている。

(1) 保険料の額等

標準報酬月額と標準賞与額に対する保険料は、2003（平成15）年4月に導入された総報酬制により、同じ保険料率で計算される。なお、保険料の負担は、事業主と被保険者との労使折半である。

$$\text{保険料の額} = [\text{標準報酬月額} \cdot \text{標準賞与額}] \times \text{保険料率}$$

厚生年金保険料率は保険料水準固定方式に基づき、毎年9月に0.354%ずつ段階的に引き上げられ、2017（平成29）年9月以後は18.300%に固定されている。

① 標準報酬月額

保険料や保険給付額の計算を行うときに、事務処理を簡素に行うため、報酬の月額を基礎として、いくつかの等級（標準報酬等級）に区分された仮の報酬。厚生年金保険の標準報酬月額は第1級88,000円から第32級650,000円までの32等級に区分されている。

a) 報酬

標準報酬月額を決める場合にもととなる報酬は、賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、被保険者が労務の対価として受けるすべてのものをいう。ただし、大入り袋や見舞金のような臨時に受けるものや年3回以下で支払われる賞与は含まれない。

b) 標準報酬月額の決め方

ア. 資格取得時の決定

- i) 月給・週給など一定の期間によって定められている報酬については、その報酬の額を月額に換算した額
- ii) 日給・時間給・出来高給などの報酬については、その事業所で前月に同じような業務に従事し、同じような報酬を受けた者の報酬の平均額
- iii) i または ii の方法で計算することのできないときは、資格取得の前1ヵ月間に同じ地方で同じような業務に従事し、同じような報酬を受けた者の報酬の額
- iv) i から iii までの2つ以上に該当する報酬を受けている場合には、それぞれの方法により算定した額の合計額

イ. 定時決定

昇給などにより変動する報酬に対応した標準報酬月額とするため、毎年1回、決まった時期に標準報酬月額の見直しをすること。

定時決定は7月1日現在の被保険者について、4月から6月の3ヵ月間（報酬支払の基礎となった日数がいずれの月も17日以上）に受けた報酬（交通費を含む）の平均額をもとに行い、その年9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定する。

ただし、6月1日から7月1日までの間に被保険者となった者、および7月から9月までのいずれかの月に随時改定、育児休業等終了時改定および産前産後終了時改定が行われる者については、定時決定は行われない。

ウ. 随時改定

被保険者の標準報酬月額は、原則として定時決定が行われるまでは変更しないが、報酬の額が著しく変動すると、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがある。

このため、被保険者が実際に受けている報酬の額に著しい変動が生じ保険者が必要と認めた場合に、標準報酬月額の随時改定を行うことができる。

具体的には、ベースアップの他、基本給など固定的な賃金の変動によって、その後の継続した3ヵ月間（報酬支払の基礎となった日数がいずれの月も17日以上）の報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の等級と比べて2等級以上の差が生じたときに、4ヵ月目から改定が行われる。随時改定によって決められた標準報酬月額は、次の定時決定までの標準報酬月額となる。

② 標準賞与額

厚生年金保険の標準賞与額は、1月につき150万円を上限とし、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額である。

a) 賞 与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3ヵ月を超える期間ごとに受けるものをいう（年3回以下で支払われるもの）。

(2) 保険料の負担・納付義務

① 原則

事業主が納付義務者となり、被保険者負担分と事業主負担分を折半で負担し納付する（労使折半）。

② 育児休業保険料免除制度

満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業に準じる休業）期間中および産前産後休業期間中の保険料については、事業主が厚生労働大臣に申出することにより、被保険者負担分と事業主負担分がともに免除される。

a) 育児休業期間中の保険料免除

免除された期間は、年金額の計算において保険料納付済期間として扱われ、年金額に反映される。産前産後休業期間（原則産前6週間、産後8週間）の保険料についても、申出することにより、被保険者負担分と事業主負担分がともに免除される。

b) 3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例

3歳未満の子を養育するために短時間勤務制度などを利用して働いたことにより、標準報酬月額が低下し、休業前よりも低い標準報酬月額に基づき保険料を納付した場合、年金額の計算において短時間勤務制度利用前の標準報酬月額で保険料が納付されたものとみなして年金額が計算される。

③ 保険料の源泉控除

事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払うときは、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる。

④ 保険料の納付期日

原則として翌月末日までに納付する。

4 被保険者期間・給付の通則

(1) 被保険者期間

基本的な考え方は国民年金と同じである。

(2) 給付の通則

① 支給期間および支払期月

a) 支給期間

ア. 年金の受給権が発生した月の翌月から受給権が消滅した月まで。

イ. 年金額改定の場合は、改定すべき事由が生じた月の翌月から改定された年金額が支給される。

b) 支払期月

原則として偶数月の15日に前2ヵ月分が支給される。

② 併給の調整

a) 原則

基礎年金と同一の支給事由（老齢、障害、死亡）による厚生年金については、基礎年金にあわせて支給される。一方、支給事由の異なる年金が2つ以上生じたときは、いずれか1つを選択して受給する。

b) 例外

受給権者が65歳以上の場合に限り、次の組み合わせで併給される。

- ① 障害基礎年金＋老齢厚生年金
- ② 障害基礎年金＋遺族厚生年金
- ③ 障害基礎年金＋老齢厚生年金＋遺族厚生年金
- ④ 老齢基礎年金＋老齢厚生年金＋遺族厚生年金

※③および④の老齢厚生年金と遺族厚生年金について、配偶者に係る遺族厚生年金を受給している場合、下記AとBの額を比較し、多いほうが支給されるが、受給権者の老齢厚生年金の支給が優先されるため、遺族厚生年金として支給される額は「A－受給権者の老齢厚生年金の額」または「B－受給権者の老齢厚生年金の額」となる。また、遺族厚生年金より受給権者の老齢厚生年金のほうが高い場合は、遺族厚生年金が全額支給停止となる。

A：遺族厚生年金の額

B：遺族厚生年金の額 $\times\frac{2}{3}$ ＋受給権者の老齢厚生年金の額 $\times\frac{1}{2}$

頻出！
問題 ポイント
チェック

次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 厚生年金保険では、常時4人以下の従業員を使用する法人の事業所は任意適用事業所となる。

解答：_____

2. 厚生年金保険の適用事業所に常時使用される75歳未満の者は、原則として厚生年金保険の被保険者となる。

解答：_____

3. 厚生年金保険の適用事業所から労務の対償として報酬を受けている代表取締役は、厚生年金保険の被保険者とならないが、厚生年金保険の適用事業所である個人経営の事業所の事業主は、厚生年金保険の被保険者となる。

解答：_____

4. 厚生年金保険料率は、保険料水準固定方式に基づき段階的に引き上げられたが、現在は上限の19.500%に固定されている。

解答：_____

5. 厚生年金保険料における標準報酬月額の時決定は、7月1日現在の被保険者について、4月から6月の3ヵ月間に受けた報酬の平均額を基に行い、その年8月から翌年7月までの標準報酬月額を決定する。

解答：_____

6. 一定の育児休業をしている被保険者を使用する事業所の事業主が申出することにより、当該被保険者の育児休業に係る期間の保険料は、被保険者負担分の納付のみが免除される。

解答：_____

7. 障害基礎年金の受給権者が65歳到達時に老齢厚生年金の受給権を有した場合、当該受給権者は、老齢厚生年金と障害基礎年金のいずれか1つを選択して年金を受給することができる。

解答：_____

8. 公的年金の支給期間は、原則として、年金の受給権が発生した月から受給権が消滅した月の前月までである。

解答：_____

●解答

1. 法人の事業所は、従業員がいない場合でも、常勤の社長が1人でもいるときは、強制適用事業所となる。
2. 適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となる。
3. 適用事業所から報酬を受けている代表取締役は、厚生年金保険の被保険者となるが、適用事業所である個人経営の事業所の事業主は、厚生年金保険の被保険者とならない。
4. 上限は18.300%である。
5. 標準報酬月額の時決定では、その年9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定する。
6. 育児休業保険料免除制度により、被保険者負担分および事業主負担分の保険料の納付が免除される。
7. 老齢厚生年金と障害基礎年金の組合せで年金を受給することができる。
8. 支給期間は、原則として、年金の受給権が発生した月の翌月から受給権が消滅した月までである。

<キーワードチェック>

- 厚生年金保険では、個人事業主の場合、常時使用する従業員が（ ① ）人以上であるときは、強制適用事業所となる。
- 短時間労働者として、厚生年金保険の被保険者となる者は、以下の要件のすべてを満たす者である。① 1週間の所定労働時間が（ ② ）時間以上であること② （ ③ ）超継続して使用されることが見込まれること③ 月額給与が（ ④ ）円以上④ 学生ではないこと⑤ 常時（ ⑤ ）人超使用する事業所に使用されていること、または、常時（ ⑤ ）人以下の事業所で使用されていて社会保険に加入することについて労使で合意されていること。
- 適用事業所に使用される当然被保険者は、（ ⑥ ）歳に達した日に資格を喪失する。
- 厚生年金保険料における標準報酬月額は、第1級88,000円から第（ ⑦ ）級（ ⑧ ）円まで（ ⑦ ）等級に区分されている。

<解答>

- ① 5 ② 20 ③ 2ヵ月 ④ 88,000 ⑤ 50 ⑥ 70 ⑦ 32 ⑧ 650,000

第2章

公的年金の保険給付

●第2章のポイント

公的年金のさまざまな給付について
学習する。

1 老齢給付

Theme

1 老齢基礎年金

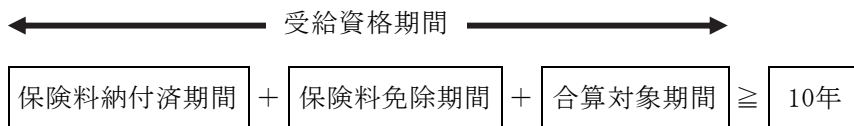
(1) 対象者

老齢基礎年金は、1926（大正15）年4月2日以後に生まれた者に支給される。ただし、1926（大正15）年4月2日以後に生まれた者でも、1986（昭和61）年3月31日以前に、被用者年金各法（厚生年金保険・共済組合等）による老齢年金等の受給権が発生した者には、旧法の年金が支給されるので、老齢基礎年金は支給されない。

(2) 受給要件

原則として、**保険料納付済期間**、**保険料免除期間**、**合算対象期間**を合わせた期間（**受給資格期間**）が**10年以上**ある人が**65歳**に達したとき、老齢基礎年金を受給することができる。以前は受給資格期間は25年必要であったが、**2017（平成29）年8月**から**10年**に短縮されている。

なお、受給資格期間を満たしていない60歳以上70歳未満の者は、任意加入して保険料を納めることができる。また、受給資格期間を満たしている65歳未満の者は、満額の老齢基礎年金を受給できない場合、年金額を増やすために任意加入して保険料を納めることができる。



保険料納付済期間	a) 第1号被保険者期間のうち、保険料を納付した期間。 b) 第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間。 c) 第3号被保険者期間のすべて。 d) 1961（昭和36）年4月1日から1986（昭和61）年3月31日までの間の被用者年金期間のうち、20歳以上60歳未満の期間。
保険料免除期間	第1号被保険者期間のうち、保険料の納付を免除された期間で、かつ、追納しなかった期間。 追納した期間は 保険料納付済期間に含まれる 。
合算対象期間	a) 任意加入被保険者として任意加入できる期間のうち、任意加入しなかった期間。 b) 第2号被保険者期間のうち、20歳未満および60歳以上の期間。 c) その他。

※合算対象期間とは、被保険者期間の計算には算入されるが、年金額の計算には反映されない期間（いわゆる「カラ期間」）のことである。

(3) 年金額

① 年金額（2024（令和6）年度）

816,000円（満額）

② 年金額の計算式

国庫負担の引上げにより、2009（平成21）年3月以前と2009（平成21）年4月以後では、保険料免除期間の反映割合が異なる。

a) 国庫負担が3分の1の場合（2009年3月分までに免除期間がある場合）

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{1}{4}\text{免除月数} \times \frac{5}{6} + \frac{\text{半額免除月数}}{\text{除月数}} \times \frac{2}{3} + \frac{3}{4}\text{免除月数} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{全額免除月数}}{\text{除月数}} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能月数（原則480月）}}$$

(満額の年金額)

b) 国庫負担が2分の1の場合（2009年4月分以後に免除期間がある場合）

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{1}{4}\text{免除月数} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額免除月数}}{\text{除月数}} \times \frac{3}{4} + \frac{3}{4}\text{免除月数} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{全額免除月数}}{\text{除月数}} \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能月数（原則480月）}}$$

(満額の年金額)

上記計算式中の「免除期間」とは、法定免除と申請免除の期間のことをさし、合算対象期間（カラ期間）、学生納付特例期間、納付猶予期間は、年金額の計算には反映されない（受給資格期間には算入される）。

<例題>

下記の<国民年金保険料の納付状況>に基づき、65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額を求めなさい。年金額は2024年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

<国民年金保険料の納付状況>

1. 保険料納付済期間：37年（444月）
2. 半額免除期間：2015年4月から2018年3月までの3年（36月）

<解答>

$$816,000\text{円} \times \frac{444\text{月} + 36\text{月} \times \frac{3}{4}}{480\text{月}} = 800,700\text{円}$$

(4) 繰上げ支給・繰下げ支給

老齢基礎年金は原則として65歳から支給されるが、**本人の希望により**、厚生労働大臣に対して60歳から64歳までの間に「**支給の繰上げ**」を請求することができる。また、66歳から70歳までの間に「**支給の繰下げ**」を請求することもできる。

<留意点>

- a) 請求後は取消しや変更ができないため、一生減額（繰下げは増額）された年金を受給することになる。
- b) 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入することができず、保険料を追納することもできなくなる。
- c) 繰上げ請求後は、**障害基礎年金の請求ができない**。
- d) 繰上げ請求後は、**寡婦年金の請求ができない**。
- e) 繰上げ請求後に遺族厚生年金の受給権が発生すると、**65歳までいずれか一方の選択となる**。
- f) 老齢厚生年金と同時に繰下げ請求する必要はない。
- g) 振替加算額は、**65歳まで支給されず、繰上げによる減額も繰下げによる増額もない**。
- h) 付加年金額は、**同率で減額（繰下げは増額）される**。
- i) 75歳に達した日後にその申出を行ったときは、75歳に達した日に繰下げ支給の申出があったものとみなされる。

j) 2023年4月から、70歳以後80歳未満の間に裁定請求し、かつ、裁定請求時点における繰下げ支給を選択しない場合、年金額の算定にあたっては、請求の5年前に繰下げ支給の申出があったものとして、増額された年金を支給する（特例的な繰下げみなし増額制度）。

2022（令和4）年4月1日以後に60歳になる者（1962年4月2日以後生まれの者）の繰上げ支給については、繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数を1ヵ月繰り上げるごとに0.4%減額される。なお、2022（令和4）年3月31日以前に繰上げ支給を始めている者や60歳になった者の繰上げ支給については、1ヵ月繰り上げるごとに0.5%減額される。

繰下げ支給については、受給権発生日から繰下げ請求月の前月までの月数を1ヵ月繰り下げることにより0.7%増額される。また、2022（令和4）年4月1日以後に70歳になる者（1952年4月2日以後生まれの者）の繰下げ支給については、繰り下げの場合の上限年齢が75歳まで延長されている。なお、2022（令和4）年3月31日以前に繰下げ支給を始めている者や70歳になった者には適用されない。

請求月	支給開始年齢										
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	中略	74歳	75歳
0ヵ月	76.0%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%	108.4%	116.8%	}	175.6%	184.0%
1ヵ月	76.4%	81.2%	86.0%	90.8%	95.6%		109.1%	117.5%		176.3%	184.0%
2ヵ月	76.8%	81.6%	86.4%	91.2%	96.0%		109.8%	118.2%		177.0%	184.0%
3ヵ月	77.2%	82.0%	86.8%	91.6%	96.4%		110.5%	118.9%		177.7%	184.0%
4ヵ月	77.6%	82.4%	87.2%	92.0%	96.8%		111.2%	119.6%		178.4%	184.0%
5ヵ月	78.0%	82.8%	87.6%	92.4%	97.2%		111.9%	120.3%		179.1%	184.0%
6ヵ月	78.4%	83.2%	88.0%	92.8%	97.6%		112.6%	121.0%		179.8%	184.0%
7ヵ月	78.8%	83.6%	88.4%	93.2%	98.0%		113.3%	121.7%		180.5%	184.0%
8ヵ月	79.2%	84.0%	88.8%	93.6%	98.4%		114.0%	122.4%		181.2%	184.0%
9ヵ月	79.6%	84.4%	89.2%	94.0%	98.8%		114.7%	123.1%		181.9%	184.0%
10ヵ月	80.0%	84.8%	89.6%	94.4%	99.2%		115.4%	123.8%		182.6%	184.0%
11ヵ月	80.4%	85.2%	90.0%	94.8%	99.6%		116.1%	124.5%		183.3%	184.0%
	(1ヵ月繰り上げるごとに0.4%減額)					原則	(1ヵ月繰り下げることにより0.7%増額) (上限)				
	←繰上げ支給→						←繰下げ支給→				

繰上げ（60歳から64歳）	「0.4%×繰り上げた月数」が減額され、一生、減額された年金を受給する。
繰下げ（66歳から75歳）	「0.7%×繰り下げた月数」が増額され、一生、増額された年金を受給する。

(5) 失 権

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する。

※老齢基礎年金の受給権者が死亡し、死亡後に支給期が到来する年金（未支給年金）を死亡した者の遺族が受給した場合、当該未支給年金は、税務上、当該遺族の一時所得に該当する。

類出/
問題 ポイント
チェック

次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 老齢基礎年金は、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が20年に満たない者には支給されない。

解答：

2. 老齢基礎年金の額は、保険料納付済期間の月数と各種免除期間に係る免除月を保険料納付済期間1月とみなした月数を基に計算される。

解答：

3. 50歳未満の者に適用される保険料納付猶予制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されるが、受給資格期間には算入されない。

解答：

4. 障害認定日に障害等級に該当せず、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けた者が、65歳到達前に障害等級に該当した場合、事後重症による障害基礎年金を請求することができる。

解答：

5. 60歳到達時に老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ、付加保険料納付済期間を有する1965年4月2日生まれの者が、老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合、付加年金の額は、老齢基礎年金の減額率とは異なる率で減額される。

解答：

6. 1965年4月2日生まれの者が60歳到達日に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、その減額率は30%となる。

解答：

7. 65歳到達時に老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が、68歳到達日に老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、その増額率は18.0%となる。

解答：

●解答

1. 受給資格期間が10年に満たない者には支給されない。
2. 老齢基礎年金額の計算において、各種免除期間に係る免除月は保険料納付済期間 1月とみなされず、免除の種類により異なる分数を掛けた月数として算入される。
3. 老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額には反映されない。
4. 繰上げ請求後は、障害基礎年金を請求することができない。
5. 付加年金額は、老齢基礎年金と同率で減額される。
6. 減額率は24.0% ($0.4\% \times 60$ 月) となる。
7. 増額率は25.2% ($0.7\% \times 36$ 月) となる。

<キーワードチェック>

- 老齢基礎年金を受給するためには、原則として (①) 年以上の受給資格期間を満たす必要がある。第2号被保険者であった期間のうち、20歳未満の期間および60歳以上の期間は (②) とされる。
- 老齢基礎年金の年金額 (満額) は (③) 円 (2024年度価額) である。
- 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げを請求すると、(④) も同率で減額・増額されるが、(⑤) は65歳まで支給されず、減額も増額もない。
- (⑥) 以後に60歳に達する者が60歳以後に繰上げ請求する場合は、減額率が1ヵ月当たり (⑦) %となる。また、(⑥) 以後に70歳に達する者が70歳以後に繰下げ請求する場合は、繰下げ支給の上限年齢が (⑧) 歳に引き上げられている。
- 老齢基礎年金の受給権者が死亡し、死亡後に支給期が到来する年金を (⑨) といい、その (⑨) を死亡した者の遺族が受給した場合、当該 (⑨) は、税務上、当該遺族の (⑩) に該当する。

<解答>

- ①10 ②合算対象期間 ③816,000 ④付加年金額 ⑤振替加算額 ⑥2022年4月1日
⑦0.4 ⑧75 ⑨未支給年金 ⑩一時所得

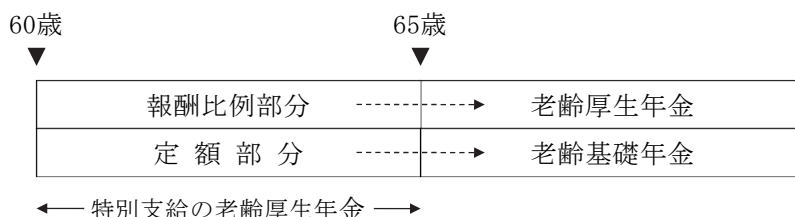
2 特別支給の老齢厚生年金

(1) 老齢厚生年金の支給開始年齢

60歳から65歳に達するまでの間に支給される老齢年金を「特別支給の老齢厚生年金」といい、65歳以後に支給される老齢年金を「老齢厚生年金」という。

特別支給の老齢厚生年金は「定額部分」と「報酬比例部分」からなっており、定額部分は原則として定額単価を用いた一定の計算式により計算され、報酬比例部分は在職中の報酬額等に比例して年金額が計算される。

65歳以後、定額部分は「老齢基礎年金」に、報酬比例部分は「老齢厚生年金」に切り替えられることになる。



(2) 支給要件

特別支給の老齢厚生年金は、次の要件をすべて満たしている者に支給される。

- ① 60歳以上65歳未満であること（男性は1961（昭和36）年4月1日以前生まれ、女性は1966（昭和41）年4月1日以前生まれであること）。
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること。
- ③ 老齢基礎年金の受給資格期間（10年以上）を満たしていること。

「特別支給の老齢厚生年金」は、段階的に引き上げられ、最終的には65歳以後でなければ年金を受給できなくなる。

■特別支給の老齢厚生年金「支給開始年齢の引上げ」（一般男性・一般女性の場合）

		生年月日 (カッコ内は女性)		
従来	①	報酬比例部分 ▲60歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1941.4.1以前 (1946.4.1以前)
	②	報酬比例部分 ▲61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1941.4.2～1943.4.1 (1946.4.2～1948.4.1)
		定額部分		
	③	報酬比例部分 ▲62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1943.4.2～1945.4.1 (1948.4.2～1950.4.1)
		定額部分		
	④	報酬比例部分 ▲63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1945.4.2～1947.4.1 (1950.4.2～1952.4.1)
定額部分				
⑤	報酬比例部分 ▲64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1947.4.2～1949.4.1 (1952.4.2～1954.4.1)	
	定額部分			
⑥	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1949.4.2～1953.4.1 (1954.4.2～1958.4.1)	
	定額部分			
⑦	報酬比例部分 ▲61歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1953.4.2～1955.4.1 (1958.4.2～1960.4.1)	
	定額部分			
⑧	報酬比例部分 ▲62歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1955.4.2～1957.4.1 (1960.4.2～1962.4.1)	
	定額部分			
⑨	報酬比例部分 ▲63歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1957.4.2～1959.4.1 (1962.4.2～1964.4.1)	
	定額部分			
⑩	報酬比例部分 ▲64歳	老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1959.4.2～1961.4.1 (1964.4.2～1966.4.1)	
	定額部分			
最終的な形	⑪		老齢厚生年金 老齢基礎年金 ▲65歳	1961.4.2以後 (1966.4.2以後)

※支給開始年齢の引上げは、女性は男性の5年遅れで始まる。

※共済組合の加入期間を有する女性に対し、当該期間に基づいて支給される特別支給の老齢厚生年金に係る支給開始年齢は、一元化前の厚生年金保険法に規定されていた男性に係る特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢と同じスケジュールとなる。

(3) 障害者・長期加入者の特例

報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、**障害者の特例・長期加入者の特例**に該当すれば、生年月日に応じ60歳から64歳に達したときに**定額部分**が加算された特別支給の老齢厚生年金の支給が開始される。この特例は、厚生年金保険の被保険者でないこと（退職していること）が要件の1つである。

① 障害者の特例

- a) 厚生年金保険の被保険者でないこと
- b) 障害等級1～3級に該当する程度の障害状態にあること

② 長期加入者の特例

- a) 厚生年金保険の被保険者でないこと
- b) 厚生年金保険の被保険者期間が**44年（528月）**以上あること

■支給開始年齢

生年月日（カッコ内は女性）	定額部分	報酬比例部分
1941. 4. 2～1953. 4. 1 (1946. 4. 2～1958. 4. 1)	60歳	
1953. 4. 2～1955. 4. 1 (1958. 4. 2～1960. 4. 1)	61歳	
1955. 4. 2～1957. 4. 1 (1960. 4. 2～1962. 4. 1)	62歳	
1957. 4. 2～1959. 4. 1 (1962. 4. 2～1964. 4. 1)	63歳	
1959. 4. 2～1961. 4. 1 (1964. 4. 2～1966. 4. 1)	64歳	

(4) 年金額（2024（令和6）年度）

年金額＝①定額部分＋②報酬比例部分（＋③加給年金額）

① 定額部分の計算

定額部分＝1,701円×被保険者期間月数

※被保険者期間月数には上限がある（1946年4月2日以後生まれの場合**480月**）

② 報酬比例部分の計算

2003（平成15）年4月からの総報酬制の導入に伴い、報酬比例部分の額は、次の「①2003年3月までの被保険者期間分」と「②2003年4月以後の被保険者期間分」によってそれぞれ計算される額を合算した額となる。

<本来水準の計算式>

<p>報酬比例部分 = (①+②)</p>
<p>① 2003年3月までの期間分 = $\frac{\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1}}{\text{報酬月額}^{\ast 1}} \times \frac{\text{乗率}}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$</p>
<p>② 2003年4月以後の期間分 = $\frac{\text{平均標準報酬額}^{\ast 2}}{\text{報酬額}^{\ast 2}} \times \frac{\text{乗率}}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$</p>
<p>(※1) 2003年3月以前の厚生年金保険期間における月収の平均額 (※2) 2003年4月以後の厚生年金保険期間における賞与も含めた平均月収の額</p>

③ 加給年金額

厚生年金保険の被保険者期間が20年（240月）以上ある者に、生計を維持している次のa～cに該当する者がいるときは、加給年金額が加算される。ただし、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金には加算されない。

- a) 65歳未満の配偶者
- b) 18歳になった日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子
- c) 障害等級1級または2級に該当する20歳未満の未婚の子

受給権者が権利を取得したときに胎児であった子が出生したときは、その子の出生の翌月から加給年金額が加算される。

■加給年金額（2024（令和6）年度）

配偶者	234,800円
1人目の子・2人目の子（1人につき）	234,800円
3人目の子以降（1人につき）	78,300円

なお、1934（昭和9）年4月2日以後生まれの受給権者には、受給権者の生年月日に応じて配偶者の加給年金額にさらに「配偶者特別加算額」を加算して支給される。1943（昭和18）年4月2日以後生まれの受給権者の配偶者特別加算額が最大となり、2024（令和6）年度は173,300円である。

④ 振替加算（国民年金）

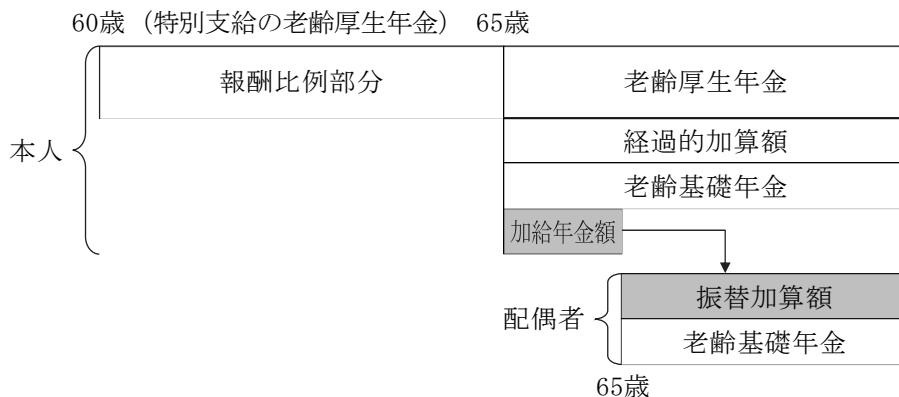
1926（大正15）年4月2日から1966（昭和41）年4月1日までの間に生まれた者で、65歳に達した日の前日において、老齢厚生年金または障害厚生年金（1・2級）等の加給年金額の対象となっている配偶者が老齢基礎年金の受給権を得たときに、配偶者自身に支給される老齢基礎年金に一定額の振替加算が支給される。

現在の国民年金の第3号被保険者は、1986（昭和61）年3月まで国民年金への加入が任意であった。そのため、大部分の人が保険料を納めず、老齢基礎年金が低額になることが少なくなかったことを配慮したものである。

■振替加算の額（2024（令和6）年度）

234,800円×受給権者の生年月日に応じて政令で定める率

【配偶者加給年金額と振替加算の関係】



※振替加算額は加給年金額とは異なる。

<例題>

下記の<Aさんおよび妻Bさんに関する資料>に基づき、Aさんが65歳から受給できる老齢厚生年金の年金額を求めなさい。年金額は2024年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。また、加給年金額(408,100円)は、要件を満たしている場合のみ加算すること。

<Aさんおよび妻Bさんに関する資料>

(1) Aさん(会社員)

生年月日：1979年4月15日

公的年金の加入歴：

1999年4月から2003年3月まで(被保険者期間48月)

平均標準報酬月額25万円

2003年4月から2024年12月まで(被保険者期間261月)

平均標準報酬額40万円

2025年1月から2039年3月まで(被保険者期間171月)

国民年金保険料納付予定

(2) 妻Bさん(専業主婦)

生年月日：1980年10月20日

公的年金の加入歴：

1999年4月から2014年3月まで(被保険者期間180月)

<解答>

$$\begin{aligned} \text{報酬比例部分の額} &: 250,000\text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 48\text{月} + 400,000\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 261\text{月} \\ &\doteq 657,716\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{経過的加算額} &: 1,701\text{円} \times (48\text{月} + 261\text{月}) - 816,000\text{円} \times \frac{48\text{月} + 261\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 309\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{老齢厚生年金の年金額} : 657,716\text{円} + 309\text{円} + 408,100\text{円} = \underline{1,066,125\text{円}}$$

3 老齢厚生年金

(1) 支給対象者

老齢厚生年金は、1926（大正15）年4月2日以後に生まれた者に支給される。ただし、1926（大正15）年4月2日以後に生まれた者でも、1986（昭和61）年3月31日以前に、被用者年金各法（厚生年金保険・共済組合等）による老齢年金等の受給権が発生した者には、旧法の年金が支給されるので、老齢厚生年金は支給されない。

(2) 支給要件

老齢厚生年金は、次の要件をすべて満たしている者に、老齢基礎年金の上乗せとして支給される。

- ① 65歳以上であること。
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あること。
- ③ 老齢基礎年金の受給資格期間（10年以上）を満たしていること。

※老齢基礎年金の支給対象とならない者には、原則として老齢厚生年金も支給されない。

(3) 年金額

$$\text{年金額} = \text{①報酬比例部分} + \text{②経過的加算額} (+ \text{加給年金額})$$

① 老齢厚生年金の年金額の計算（報酬比例部分）

65歳以後の老齢厚生年金の額は、特別支給の老齢厚生年金の「報酬比例部分」の計算式と同じ仕組みによって求められる。

② 経過的加算額の計算

特別支給の老齢厚生年金を受給していた者は、65歳以後、定額部分に相当する部分が老齢基礎年金となるが、当面は定額部分のほうが高い額になるため、その差額が支給される。なお、定額部分が支給されない者でも、経過的加算額は支給される。

$$\begin{aligned} \text{経過的加算額} &= \text{定額部分} - \text{老齢基礎年金相当額} \\ &= 1,701\text{円} \times \text{被保険者期間の月数} \\ &\quad - 816,000\text{円} \times \frac{\text{1961(昭和36)年4月以後で20歳以上60歳未満の} \\ &\quad \text{厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12} \end{aligned}$$

(4) 繰上げ支給・繰下げ支給

① 繰上げ支給

特別支給の老齢厚生年金のうち定額部分が支給されない者（P. 38の図⑥～⑩）は、支給開始年齢に達する前であれば、日本年金機構に対して60歳から64歳までの間に老齢厚生年金の「支給の繰上げ」を請求することができる。また、特別支給の老齢厚生年金が支給されない者（P. 38の図⑪）は、60歳から64歳までの間に老齢厚生年金の「支給の繰上げ」を請求することができる。

繰上げ請求した場合の老齢厚生年金の減額率は「1,000分の4に繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数を乗じて得た率（0.4%×繰り上げた月数）」となる。

老齢厚生年金の繰上げ請求は、老齢基礎年金の繰上げ請求と同時に行う必要がある。

※2022（令和4）年3月31日以前に繰上げ支給を始めている者や60歳になった者の繰上げ支給については、1ヵ月繰り上げるごとに0.5%減額される。

② 繰下げ支給

1952（昭和27）年4月2日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権のある者で、66歳に到達する前に老齢厚生年金の請求をしていない者は、日本年金機構に対して66歳から75歳までの間に「支給の繰下げ」を請求することができる。なお、2022（令和4）年3月31日以前に繰下げ支給を始めている者には適用されない。

繰下げ請求した場合の老齢厚生年金の増額率は「1,000分の7に受給権発生月から繰下げ請求月の前月までの月数を乗じて得た率（0.7%×繰り下げた月数）」となる。

なお、特別支給の老齢厚生年金は「支給の繰下げ」を請求することができない。

老齢厚生年金の繰下げ請求は、老齢基礎年金の繰下げ請求と同時に行う必要がない。したがって、老齢厚生年金と老齢基礎年金を別々の希望月で繰下げ請求することができる。

※1942（昭和17）年4月2日から1952（昭和27）年4月1日までに生まれた者は、繰り下げる場合の上限年齢が70歳であった。

※加給年金額は、老齢厚生年金の繰下げをしても増額されない。

4 在職老齢年金

60歳以上の者が企業で働きながら受け取る「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」を「在職老齢年金」という。従来は60歳台前半と60歳台後半以後では支給停止額の計算方法が異なっていたが、2022年4月以後は**60歳台前半の適用条件が緩和され、60歳台後半以後の支給停止額の計算方法と同じになっている**。なお、障害厚生年金と遺族厚生年金は在職中における報酬との調整規定は存在しない。

(1) 60歳台の在職老齢年金

特別支給の老齢厚生年金や65歳から支給される老齢厚生年金を受給する者が在職中（厚生年金保険の被保険者）である間、**総報酬月額相当額と基本月額に応じて、年金額の全部または一部が支給停止される**。ただし、老齢基礎年金や経過の加算額は支給停止されない。また、在職老齢年金が全額支給停止されない限り、**加給年金額は全額支給される**。

- ・ 総報酬月額相当額＝標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与総額÷12
- ・ 基本月額＝老齢厚生年金額または特別支給の老齢厚生年金の額（加給年金額・経過の加算額を除く）÷12

- ① 在職中であっても総報酬月額相当額と基本月額の合計が50万円に達するまでは年金の全額が支給される。
- ② 総報酬月額相当額と基本月額の合計が50万円を上回る場合は、総報酬月額相当額の増加2に対し、年金額1が停止される。

総報酬月額相当額＋基本月額≤50万円 →支給停止なし（全額支給）
 総報酬月額相当額＋基本月額＞50万円 →（総報酬月額相当額＋基本月額－50万円）
 × 1/2が支給停止される

(2) 70歳以上の在職老齢年金

70歳以上の者は**在職者であっても厚生年金の被保険者とはならず、保険料を負担しないが、60歳台の在職老齢年金と同様の仕組みが適用される**。

■在職定時改定

在職中の老齢厚生年金受給権者（65歳以上）の年金額は、退職時または70歳到達時に再計算して上乗せされるが、2022年4月1日から、毎年1回再計算して上乗せされる。具体的には、毎年9月1日の時点の在職者について、前年9月から同年8月までの増加分を計算し、10月分（12月支給）から増額された年金が支払われる。

5 雇用保険と老齢厚生年金の併給調整

1998（平成10）年4月1日以後に特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した者は、雇用保険法による基本手当および高年齢雇用継続給付との併給調整が行われる。

(1) 基本手当との併給調整

特別支給の老齢厚生年金は、その受給権者が雇用保険法による求職の申込みをしたときは、求職の申込みがあった月の翌月から次の①または②のいずれかの期間において特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止される。

① 基本手当の受給期間が経過するまで。

② 所定給付日数分の基本手当の支給を受け終わったときまで。

基本手当を1日でも受給した月は、当該月1ヵ月分の年金が支給停止される。そのため、併給調整が終了したときは、事後精算により、停止された年金額の一部が支給されることがある。

(2) 高年齢雇用継続給付との併給調整

特別支給の老齢厚生年金は、その受給権者が雇用保険法の高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金）を受給するときは、**在職老齢年金**（特別支給の老齢厚生年金）の仕組みによる**支給停止額に加えて、最大で標準報酬月額**の**6%相当の年金額**が支給停止される。なお、2025（令和7）年4月から、支給停止額の上限が、標準報酬月額の4%に引き下げられる。

※高年齢雇用継続給付は、60歳以上**65歳未満**で被保険者期間（算定基礎期間）**5年以上**の者が、60歳到達時の賃金の**75%未満**の賃金で就労している場合に、賃金月額の最大15%が支給される。なお、2025（令和7）年4月から、給付率は15%から10%に縮小される。

※高年齢再就職給付金は、基本手当を受給後に、基本手当の所定給付日数を100日以上残して再就職した者に支給される。

6 離婚時の年金分割制度

離婚時に厚生年金保険の標準報酬（保険料納付記録）を当事者間（夫婦間）で分割できる2つの制度がある。なお、分割の効果は国民年金の給付には影響しない。また、夫婦ともに国民年金の第1号被保険者期間のみである場合は、対象とならない。

(1) 合意分割

2007（平成19）年4月以後に離婚した場合、当事者間の合意または家庭裁判所の決定により、婚姻期間中（2007年3月以前の期間も対象）の標準報酬の総額を分割することができる。分割割合は当事者の合意により任意であるが、2分の1を上限として合意分割の請求（標準報酬改定請求）を行う。当事者間で協議が調わないときは、一方の請求により、家庭裁判所が分割割合を定めることができる。

(2) 第3号分割（3号分割）

2008（平成20）年4月以後に離婚した場合、第3号被保険者であった夫婦の一方からの請求により、2008年4月以後の第3号被保険者期間について、第2号被保険者の厚生年金保険の標準報酬の記録を自動的に2分の1に分割することができる。なお、当該第2号被保険者の同意は不要である。

※分割の請求期限は、原則として離婚成立日の翌日から起算して2年以内である。

※離婚前に標準報酬改定請求の情報提供を請求した場合、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付する（他方の当事者には情報提供が行われない）。

類出/
問題 ポイント
チェック

次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 1961（昭和36）年4月2日以後に生まれた女性には、特別支給の老齢厚生年金は支給されない。

解答：

2. 特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分のみを受給する場合でも、配偶者の加給年金額が加算される。

解答：

3. 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合において、その当時に胎児であった子が出生したときは、その子を受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子とみなし、老齢厚生年金の受給権の取得月に遡って、受給権者の老齢厚生年金に加給年金額の加算が行われる。

解答：

4. 在職老齢年金を計算する際に用いられる基本月額とは、加給年金額を含む老齢厚生年金の額を12で除した額である。

解答：

5. 67歳の厚生年金保険の被保険者について、2025年1月に係る標準報酬月額が30万円、その者が支払いを受けた直近の賞与額が2023年12月に60万円、2024年6月に60万円、2024年12月は賞与なしである場合、2025年1月に係る総報酬月額相当額は40万円となる。

解答：

6. 63歳の厚生年金保険の被保険者に係る在職老齢年金について、基本月額が14万円、総報酬月額相当額が28万円の場合、特別支給の老齢厚生年金は月額7万円が支給停止される。

解答：

7. 66歳の厚生年金保険の被保険者に係る在職老齢年金について、基本月額が20万円、総報酬月額相当額が34万円の場合、老齢厚生年金は月額4万円が支給停止される。

解答：

8. 在職老齢年金の支給調整の対象となるのは、老齢厚生年金および老齢基礎年金であり、加給年金額は老齢厚生年金が一部でも支給される場合には全額支給される。

解答：

9. 在職老齢年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付の併給調整が行われる場合、在職老齢年金の年金額から、最大で標準報酬月額の15%相当額が支給停止される。

解答：

●解答

1. 1966（昭和41）年4月2日以後に生まれた女性には、特別支給の老齢厚生年金は支給されない。
2. 特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分のみを受給する場合は、加給年金額の加算が行われない。
3. 受給権者が権利を取得したときに胎児であった子が出生したときは、その子の出生の翌月から加給年金額が加算される。
4. 基本月額とは、加給年金額を除く老齢厚生年金の額を12で除した額である。
5. 総報酬月額相当額とは、「標準報酬月額」と「老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除した額」との合計額であるため、35万円（30万円＋60万円÷12月）となる。
6. 特別支給の老齢厚生年金は全額支給される。
 $28万円 + 14万円 = 42万円 < 50万円$
7. 老齢厚生年金は月額2万円が支給停止される。
 $(34万円 + 20万円 - 50万円) \times 1/2 = 2万円$
8. 在職老齢年金の支給調整の対象となるのは、老齢厚生年金であり、老齢基礎年金は支給調整されない。
9. 標準報酬月額の6%相当額が支給停止される。

<キーワードチェック>

- ☐ 65歳から支給される老齢厚生年金は、65歳以上であること、(①) 以上の厚生年金保険の被保険者期間を有すること、受給資格期間が (②) 年以上あることが受給資格要件となっている。なお、(③) 年4月1日以前に生まれた男性は、65歳未満の特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができる。
- ☐ 老齢厚生年金の (④) 請求は老齢基礎年金の (④) 請求と同時に行う必要はないが、老齢厚生年金の (⑤) 請求は老齢基礎年金の (⑤) 請求と同時に行う必要がある。
- ☐ 厚生年金保険の被保険者期間が (⑥) 年以上ある者が、支給開始年齢の65歳から老齢厚生年金を受給する場合において、(⑦) 歳未満の生計維持関係にある配偶者が所定の要件を満たしていれば、その配偶者が (⑦) 歳になるまで生計を維持する者の老齢厚生年金には加給年金額が加算される。
- ☐ 2024年度の在職老齢年金は、総報酬月額相当額と基本月額の合計が (⑧) 万円に達するまでは年金の全額が支給されるが、(⑧) 万円を上回る場合は、上回る額の (⑨) の年金が支給停止となる。
- ☐ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法の規定による求職の申込みを行った場合、(⑩) は全額支給され、(⑪) は全額支給停止される。
- ☐ 特別支給の老齢厚生年金(在職老齢年金)の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続基本給付金の支給を受ける場合、(⑫) の一部が支給停止されることがある。支給停止される額は、(⑬) に一定の率を乗じた額で、停止率の上限は (⑭) %であるが、2025年4月から (⑭) %に引き下げられる。
- ☐ 65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者の年金額は、毎年1回定時に改定が行われ、基準日である毎年 (⑮) に厚生年金保険の被保険者である場合は、翌月 (⑯) 分の年金から改定される。

<解答>

- ① 1月 ②10 ③1961 ④繰下げ ⑤繰上げ ⑥20 ⑦65 ⑧50 ⑨2分の1
⑩雇用保険の基本手当 ⑪特別支給の老齢厚生年金 ⑫標準報酬月額 ⑬6 ⑭4
⑮9月1日 ⑯10月

2 障害給付

Theme

万が一、病気やケガで障害者になった場合、一定の要件を満たせば、障害の程度に応じて年金や一時金が支給される。

国民年金と厚生年金保険では支給の内容が異なる。国民年金の障害基礎年金には1級と2級があり、厚生年金保険の障害厚生年金には1級・2級・3級のほか、3級より軽い場合に障害手当金がある。

■障害等級と給付体系のイメージ図

障害手当金	障害厚生年金3級	障害厚生年金2級	障害厚生年金1級
		障害基礎年金2級	障害基礎年金1級

軽い ←————— 障害の程度 —————→ 重い

1 障害基礎年金

(1) 支給要件

① 初診日の要件

障害の原因となった病気やケガの**初診日**（初めて医師の診察を受けた日）において、次のaまたはbのいずれかに該当すること。

- a) 被保険者であること。
- b) 被保険者であった者で、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者。

② 障害の要件

障害認定日において、障害等級の1級または2級の状態にあること。

※障害認定日とは、初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）をいう。なお、症状が固定すれば、完全に回復していなくても、「治った」ことになる。

③ 保険料納付要件

a) 原則

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間があること。

b) 特 例

初診日が2026（令和8）年4月1日前にあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納期間がないこと。ただし、初診日において65歳未満である者に限り適用される。

※初診日において20歳未満である者が、次の i または ii に掲げる日において、障害等級の1級または2級の状態にあるときは、その者に障害基礎年金が支給される。

i) 障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日

ii) 障害認定日が20歳に達した日後であるときは、障害認定日

(2) 年金額（2024（令和6）年度）

① 年金額

1 級	1,020,000円（2級の年金額×1.25）＋子の加算額
2 級	816,000円＋子の加算額

※支給した障害基礎年金は、非課税となる。

② 子の加算額

障害基礎年金の受給権発生時または発生後に子が出生した場合にも、その受給権者が生計を維持している a または b に該当する子がいるときは、その子の数に応じて一定額が加算される。

a) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子

b) 障害等級1級または2級に該当する20歳未満の未婚の子

※年金受給開始後に子が生まれた場合も加算される。

1人目の子・2人目の子（1人につき）	234,800円
3人目の子以降（1人につき）	78,300円

(3) 年金額の改定

障害認定日後に、障害の程度が変わり障害等級が変更されると、障害基礎年金の額も改定される。

(4) 失 権

障害基礎年金の受給権は、次のいずれかに該当したときは消滅する。

① 併合認定が行われたとき（従前の障害基礎年金の受給権は消滅する）

② 受給権者が死亡したとき

③ 厚生年金保険法の障害等級に該当する程度の障害の状態にない受給権者が、65歳に達したとき（65歳に達した日において、該当しなくなった日から、該当することなく3年を経過していないときは、失権しない）

- ④ 厚生年金保険法の**障害等級**に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から、該当することなく**3年**を経過したとき（3年を経過した日において、**65歳未満**であるときは、失権しない）

2 障害厚生年金

(1) 支給要件

障害厚生年金は、次の要件をすべて満たしている者に支給される。

- ① 障害の原因となった病気やケガの**初診日**において、**厚生年金保険の被保険者**であること。
- ② **障害認定日**において、**障害等級の1級～3級**の状態にあること。
- ③ 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。

※**障害等級の1級または2級に該当する者には障害基礎年金の上乗せとして支給され、3級に該当する者には障害厚生年金のみが支給される。**

※同一の事由により、障害厚生年金と労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が併給される場合、障害厚生年金は全額支給されるが、**障害補償年金は減額される。**

(2) 年金額（2024（令和6）年度）

① 年金額

1級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額
2級	報酬比例の年金額+配偶者加給年金額
3級	報酬比例の年金額（最低保障額612,000円）

- a) 報酬比例の年金額は、老齢厚生年金と同様に計算した額とする。
- b) 被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月分に増額する。
- c) 障害厚生年金の障害について国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合において、障害厚生年金の額が2級の障害基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額に満たないときは、当該額とする。^{*1 *2}

*1 障害等級3級に該当する場合には、最低保障額の規定が適用される。

*2 障害等級1級または2級の場合でも、障害基礎年金を受けることができない場合（初診日に65歳以上で老齢基礎年金等の受給権を有するとき等）には、最低保障額の規定が適用される。

② 配偶者加給年金額

障害等級1級または2級の障害厚生年金の受給権者に、生計を維持している65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額234,800円が加算される。

(3) 年金額の改定

障害認定日後に、障害の程度が変わり障害等級が変更されると、障害厚生年金の額も改定される。また、新たに障害基礎年金を支給することになった場合も年金額の改定が行われることがある。

(4) 障害手当金

障害等級3級より軽い障害にある者には、一時金として障害手当金が支給される。障害手当金は、次の要件をすべて満たしている者に支給される。

- ① 障害の原因となった疾病や負傷の初診日において、被保険者であったこと。
- ② 初診日から5年以内に治ったときに、政令で定める程度の障害の状態（3級より軽い障害）にあり、かつ、他の年金（一定のものを除く）の受給権者でないこと。
- ③ 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。

■障害手当金の額

報酬比例の年金額×2（最低保障額1,224,000円）

- a) 報酬比例の年金額は、老齢厚生年金と同様に計算した額とする。
- b) 被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月分に増額する。
- c) 障害手当金の最低保障額は、障害等級3級の障害厚生年金の最低保障額の2倍（＝2級の障害基礎年金額×4分の3×2）とする。

3 遺族給付

Theme

1 遺族基礎年金

(1) 支給要件

遺族基礎年金は、死亡した者が、次のⅠおよびⅡの要件に該当する場合に、その遺族（「子のある配偶者」または「子」）に支給される。

Ⅰ. 被保険者または被保険者であった者が次の a から d のいずれかに該当すること。

- a) 現に被保険者である者
- b) 被保険者であった者で、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者
- c) 老齢基礎年金の受給権者
- d) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者

※ c と d の受給資格期間は25年以上必要。

Ⅱ. Ⅰの a または b に該当する場合は、死亡日の前日に保険料納付要件を満たしていること。

① 保険料納付要件

a) 原則

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間があること。

b) 特例

死亡日が2026（令和8）年4月1日前にあるときは、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納期間がないこと。ただし、死亡日において65歳未満であった者に限り適用される。

② 遺族の範囲

受給できる遺族は、被保険者または被保険者であった者が死亡当時に生計を維持していた「子のある配偶者」または「子」である。

配偶者 (妻、夫)	下記の子と生計を同じくしていること ⇒子のない配偶者は受給権者にはなれない	
子	a) 18歳に達した日以後3月31日までの間にある子 b) 障害等級1級または2級に該当する20歳未満の子	現に婚姻をしていないこと

(2) 年金額（2024（令和6）年度）

① 配偶者に支給される年金額

$$\boxed{816,000\text{円}} + \boxed{\text{子の加算額}}$$

配偶者は子があることが条件であるため、配偶者に支給されるときは、必ず加算される

1人目の子・2人目の子（1人につき）	234,800円
3人目の子以降（1人につき）	78,300円

② 子に支給される年金額

$$\boxed{816,000\text{円}} + \boxed{\text{子の加算額}}$$

2人目の子	234,800円
3人目の子以降（1人につき）	78,300円

※子1人のみのときの年金額は、816,000円（原則）となる。

※子のある配偶者に支給される遺族基礎年金は、加算額の対象となる子の数に増減が生じたときは、増減が生じた日の属する月の翌月から年金額が改定される。

※受給した遺族基礎年金は、非課税となる。

(3) 失 権

遺族基礎年金の受給権は、次のいずれかに該当したときは消滅する。

① 配偶者・子共通の失権事由

- a) 死亡したとき
- b) 婚姻をしたとき
- c) 養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子となったときを除く）

② 配偶者の失権事由

- a) すべての子が年金額の減額改定事由に該当したとき

③ 子の失権事由

- a) 離縁によって、死亡した被保険者または被保険者であった者の子でなくなったとき
- b) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（ただし、障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあるときを除く）
- c) 障害等級1級または2級に該当する障害の状態でなくなったとき（ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く）
- d) 20歳に達したとき（障害の状態にある場合）

2 遺族厚生年金

(1) 支給要件

遺族厚生年金には、短期要件と長期要件がある。いずれにも該当する場合は、年金請求時に特に申し出ない限り「短期要件に該当するもの」として取り扱われる。

短期要件	①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき ②厚生年金保険の被保険者資格喪失後、被保険者期間中に初診日のあるケガや病気で初診日から起算して5年以内に死亡したとき ③障害等級1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
長期要件	④老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

※①および②については、保険料納付要件（遺族基礎年金と同じ）を満たしていなければならないが、③については、保険料納付要件を問われない。

※④は受給資格期間が25年以上ある者に限る。

(2) 遺族の範囲と受給順位

受給できる遺族は、被保険者または被保険者であった者が死亡当時に生計を維持していた遺族で、受給順位は①配偶者（内縁関係を含む）、子 ②父母 ③孫 ④祖父母である。兄弟姉妹に受給権はない。上位者が受給すると、次順位の者は受給権が消滅する。

妻	年齢の要件はない	
夫、 父母、 祖父母	被保険者または被保険者であった者の死亡当時55歳以上であること ⇒支給開始は60歳	
子、孫	a) 18歳に達した日以後3月31日までの間にある子 b) 障害等級1級または2級に該当する20歳未満の子	現に婚姻をしていないこと

(3) 年金額（2024（令和6）年度）

① 遺族厚生年金

$$\text{報酬比例の年金額} \times \frac{3}{4}$$

a) 報酬比例の年金額は、老齢厚生年金と同様に計算した額とする。

b) 短期要件では、被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月分に増額する。長期要件では、300月分の最低保障はない。

c) 長期要件では、死亡した者の生年月日による乗率を使って計算する。短期要件には生年月日による乗率の読替えはない。

- d) 子のない30歳未満の妻の遺族厚生年金は、5年間の有期年金となる。
 e) 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が2人以上であるときは、1人当たりの遺族厚生年金の額は、遺族厚生年金の額を受給権者の数で除して得た額となる。

② 中高齢寡婦加算

次のaまたはbに該当する妻が40歳以上65歳未満の間に、中高齢寡婦加算が支給される。

- a) 夫の死亡当時、遺族基礎年金の対象となる子がない40歳以上65歳未満の妻
 b) 40歳に達したときに夫の死亡当時から生計を同じくする遺族基礎年金の支給要件を満たす「子のある妻」（遺族基礎年金の受給期間は支給されない）

■中高齢寡婦加算の額

612,000円	※遺族基礎年金の額× $\frac{3}{4}$
----------	--------------------------

※短期要件では、死亡した者の被保険者期間は問われない。長期要件では、死亡した者の被保険者期間が20年（240月）以上なければならない。

③ 経過的寡婦加算

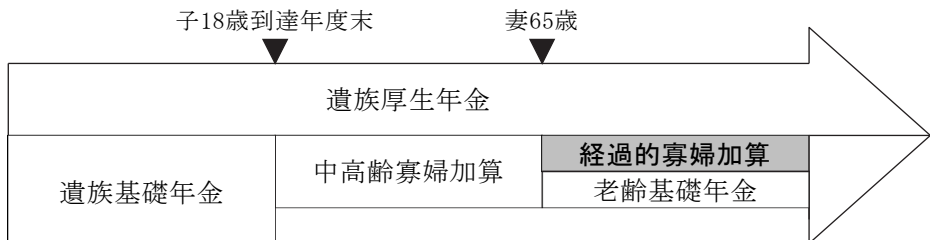
1956（昭和31）年4月1日以前に生まれた遺族厚生年金の受給権者である妻が、65歳になり中高齢寡婦加算の支給が停止された後、生年月日に応じた一定額が支給される。

■加算額

中高齢寡婦加算額－老齢基礎年金の満額×妻の生年月日に応じた率

※受給権者の生年月日によって支給額が異なる。

【中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算の関係】



4 第1号被保険者の独自給付

Theme

1 付加年金

国民年金の第1号被保険者および65歳未満の任意加入被保険者が、国民年金保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納付することにより、将来老齢基礎年金に上乗せして受給することができる年金である。なお、付加保険料を納付する者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、付加保険料の納付者でなくなることができる。また、国民年金保険料を納めていない者および国民年金基金に加入している者は付加保険料を納付することができない。

■付加年金の額

$$\text{付加年金額} = 200\text{円} \times \text{付加保険料納付済期間の月数}$$

- a) 付加年金には物価スライドおよびマクロ経済スライドが適用されない。
- b) 老齢基礎年金が全額支給停止されている場合には、支給停止される。
- c) 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げを請求した場合、同率で減額または増額し、支給時期も老齢基礎年金と同じである。

2 寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納付した夫が年金を受給せずに死亡した場合、その妻に対して、妻自身の老齢基礎年金が支給されるまでの間に支給される年金である。次の要件をすべて満たした寡婦に支給される。

(1) 死亡した夫の要件

- ① 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までに第1号被保険者としての被保険者期間について、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上（従来は25年以上、2017年8月から10年に短縮）あること。
- ② 障害基礎年金の受給権者であったことがないこと。
- ③ 老齢基礎年金を受給したことがないこと。

(2) 妻の要件

- ① 夫の死亡当時、夫により生計を維持していたこと。
- ② 夫との婚姻関係が10年以上継続していたこと。
- ③ 65歳未満であること。

(3) 年金額

死亡した夫について、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者期間について計算した**老齢基礎年金の額の4分の3**に相当する額。

※60歳から65歳まで最長5年間受給の有期年金

(4) 支給開始時期

① 夫の死亡時に妻が60歳未満の場合

⇒妻が60歳に達した日の属する月の翌月から。

② 夫の死亡時に妻が60歳以上の場合

⇒夫の死亡日の属する月の翌月から。

※繰上げ支給の老齢基礎年金を受給している妻は、寡婦年金を受給できない。

※夫の死亡により遺族基礎年金を受給していたとしても、寡婦年金の受給権は消滅しないため、遺族基礎年金の失権後、寡婦年金を受給できる。

3 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納付した者が年金を受給せずに死亡した場合、一定の遺族に支給される。なお、遺族基礎年金を受給できる者がいるときは支給されない。また、死亡一時金と寡婦年金を受給できる場合は、いずれか一方を選択する。

(1) 死亡した者の要件

① 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者期間について、保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3、保険料半額免除期間の月数の2分の1および保険料4分の3免除期間の月数の4分の1を合算した月数が**36月以上**あること。

② 老齢基礎年金または障害基礎年金を受給していないこと。

(2) 遺族の要件

死亡した者が死亡当時に生計を同じくしていた遺族で、受給順位は①配偶者、

②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹である。

(3) 死亡一時金の額

死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間に応じて**120,000円～320,000円**が支給される。

また、付加保険料を**3年以上**納付している場合は、一律**8,500円**が加算される。

■年金生活者支援給付金（2024年度価額）

公的年金等の収入や所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される。その支払いは、原則偶数月の15日に2ヵ月分が後払いされる。

(1) 老齢年金生活者支援給付金

65歳以上の老齢基礎年金の受給者で、前年の所得要件などを満たす者。給付額は月額5,310円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出される。

<p>老齢年金生活者支援給付金の額（年額）</p> <p>=（①保険料納付済期間に基づく額+②保険料免除期間に基づく額）×12月</p> <p>① 保険料納付済期間に基づく額（月額）</p> $= 5,310円 \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数（原則480月）}}$ <p>② 保険料免除期間に基づく額（月額）</p> $= 11,333円 \times \frac{\text{保険料免除期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数（原則480月）}}$

(例) 被保険者期間の月数480月のうち、保険料納付済期間の月数が456月、全額免除期間の月数が24月の場合、老齢年金生活者支援給付金の額（年額）はいくらか（円未満を四捨五入）。

$$\text{保険料納付済期間に基づく額（月額）} : 5,310円 \times \frac{456\text{月}}{480\text{月}} \doteq 5,045円$$

$$\text{保険料免除期間に基づく額（月額）} : 11,333円 \times \frac{24\text{月}}{480\text{月}} \doteq 567円$$

$$\text{老齢年金生活者支援給付金の額（年額）} : (5,045円 + 567円) \times 12\text{月} = \underline{67,344円}$$

(2) 障害年金生活者支援給付金

①障害基礎年金の受給者、かつ、②前年の所得（障害年金等を除く）が4,721,000円以下の者。給付月額は障害等級1級6,638円、2級5,310円。

<p>障害等級2級の障害年金生活者支援給付金の額（年額）：5,310円×12月＝63,720円</p> <p>障害等級1級の障害年金生活者支援給付金の額（年額）：6,638円×12月＝79,656円</p>

(3) 遺族年金生活者支援給付金

①遺族基礎年金の受給者、かつ、②前年の所得（遺族年金等を除く）が4,721,000円以下の者。給付月額が5,310円。

遺族年金生活者支援給付金の額（年額）： $5,310円 \times 12月 = 63,720円$

※2人以上の子が遺族基礎年金を受給する場合、5,310円を子の数で割った金額が月額

(例) 3人の子が遺族基礎年金を受給する場合、1人当たりの遺族年金生活者支援給付金の額（年額）はいくらか（円未満を四捨五入）。

1人当たりの遺族年金生活者支援給付金の額（月額）：

$5,310円 \div 3人 \approx 1,770円$

1人当たりの遺族年金生活者支援給付金の額（年額）：

$1,770円 \times 12月 = \underline{21,240円}$

頻出 問題 ポイント チェック

次の記述はすべて不適切な箇所があります。解答欄に正しく修正してください。

1. 国民年金の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に1級、2級または3級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

解答：_____

2. 障害の程度が障害等級3級に該当する者に支給される障害厚生年金の額は、その者と生計維持関係にある一定の要件を満たす配偶者がいる場合、障害厚生年金の額に加給年金額を加算した額となる。

解答：_____

3. 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、「子のある妻」および「子」である。

解答：_____

4. 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合は、遺族厚生年金の支給要件として、当該老齢厚生年金の受給権者であった者に係る10年以上の受給資格期間が問われる。

解答：_____

5. 53歳の母を扶養していた厚生年金保険の被保険者である息子（独身・子なし）が死亡した場合、母は遺族厚生年金を受給することができる。

解答：_____

6. 遺族厚生年金の基本年金額は、原則として、死亡した被保険者の厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の3分の2相当額である。

解答：_____

7. 遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が240月未満である場合、原則として、240月とみなして計算する。

解答：_____

8. 夫の死亡当時35歳で子のいない妻が、夫の死亡により遺族厚生年金の受給権を取得した場合、遺族厚生年金の受給権は、当該受給権を取得した日から5年を経過したときに消滅する。

解答：_____

9. 障害基礎年金や遺族基礎年金は、雑所得として所得税の課税対象とされる。

解答：

10. 死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数が24月以上ある者が、老齢基礎年金または障害基礎年金のいずれも受給せずに死亡した場合、一定の要件を満たした遺族に支給される。

解答：

●解答

1. 障害認定日に1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。
2. 障害厚生年金の額に加給年金額が加算されるのは、障害等級1級または2級に該当する者に支給される障害厚生年金である。
3. 遺族の範囲は、「子のある配偶者」および「子」である。
4. 25年以上の受給資格期間が問われる。
5. 被保険者の死亡当時55歳以上でなければ、遺族厚生年金を受給することはできない。
6. 老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額である。
7. 被保険者期間の月数が300月未満である場合、300月とみなして計算する。
8. 夫の死亡当時30歳未満の子のない妻の受給権は5年で消滅する。
9. 障害基礎年金や遺族基礎年金は非課税とされる。
10. 保険料納付済期間の要件は36月以上である。

＜キーワードチェック＞

- ☑ 厚生年金保険の被保険者期間中に（ ① ）のある傷病によって、（ ② ）において障害等級1級から3級までのいずれかに該当する障害の状態にあり、保険料納付要件を満たしている者は、障害厚生年金を請求することができる。保険料納付要件とは、『（ ① ）の前日において（ ① ）の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の（ ③ ）以上あること』または『（ ① ）に（ ④ ）歳未満の者で、（ ① ）の前日において（ ① ）の前々月までの（ ⑤ ）年間に保険料を滞納した期間がないこと』である。
- ☑ 遺族厚生年金の短期要件として、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が、当該被保険者期間中に（ ① ）がある傷病により、（ ① ）から（ ⑥ ）年以内に死亡した場合、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間の合計が25年未満であっても、遺族に遺族厚生年金が支払われる。
- ☑ 子のある配偶者に支給される遺族基礎年金の額（2024年度価額）は、「（ ⑦ ）円+子の加算」で算出され、子の加算は、第1子と第2子1人につき、（ ⑧ ）円が加算される。
- ☑ 夫の死亡により遺族厚生年金の受給権者となった（ ⑨ ）歳以上（ ⑩ ）歳未満の妻が、遺族基礎年金の支給を受けることができない場合、妻に支給される遺族厚生年金には中高齢寡婦加算額が加算される。なお、（ ⑪ ）要件の遺族厚生年金では、死亡した者の被保険者期間が20年以上なければ加算されないが、（ ⑫ ）要件の遺族厚生年金では、死亡した者の被保険者期間の長短は問われない。
- ☑ 寡婦年金は、（ ⑬ ）被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が（ ⑭ ）年以上ある夫が、（ ⑮ ）または老齢基礎年金を受給せずに死亡した場合に、所定の要件を満たす妻に対して、原則として60歳から（ ⑯ ）歳に達するまで支給される。

＜解答＞

- ①初診日 ②障害認定日 ③3分の2 ④65 ⑤1 ⑥5 ⑦816,000 ⑧234,800
 ⑨40 ⑩65 ⑪長期 ⑫短期 ⑬第1号 ⑭10 ⑮障害基礎年金 ⑯65